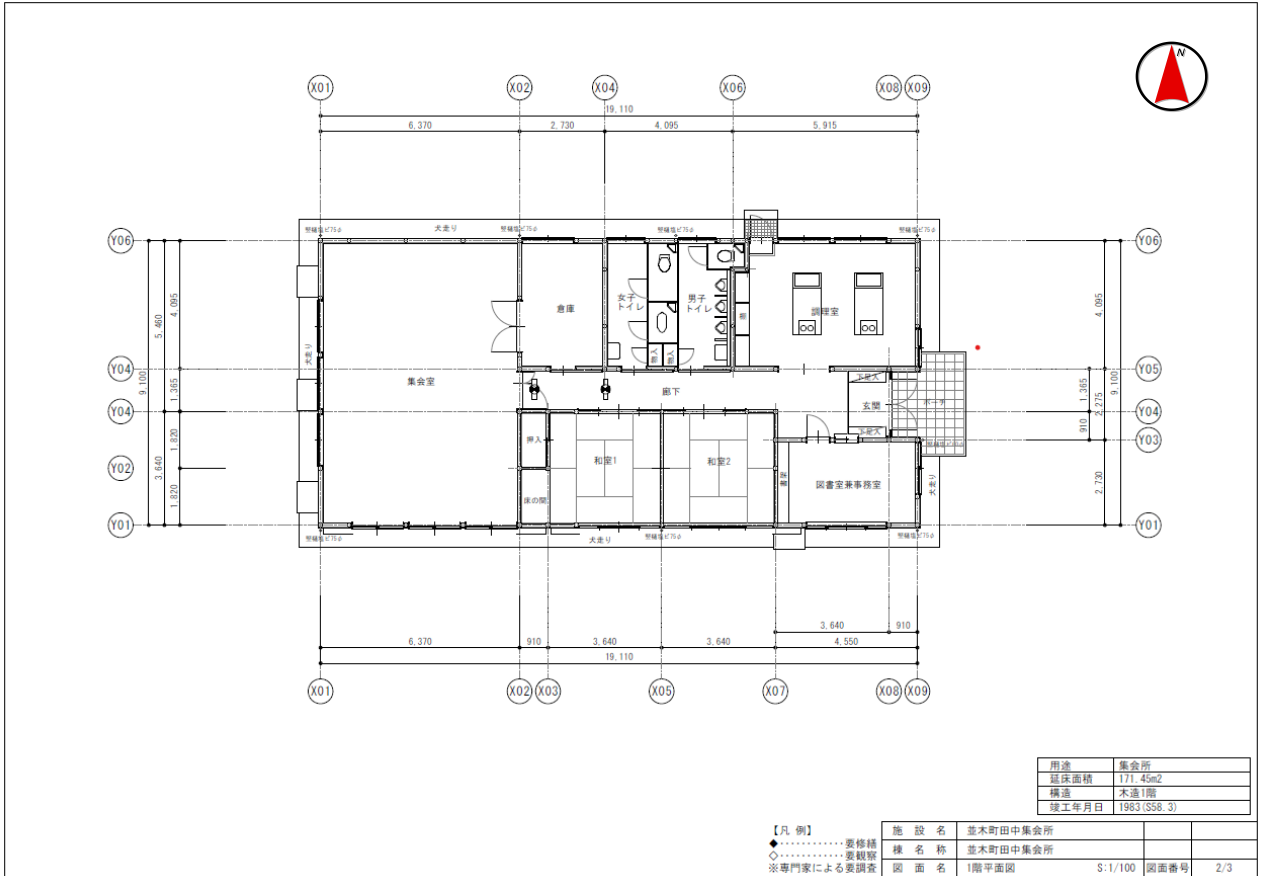


物件調書

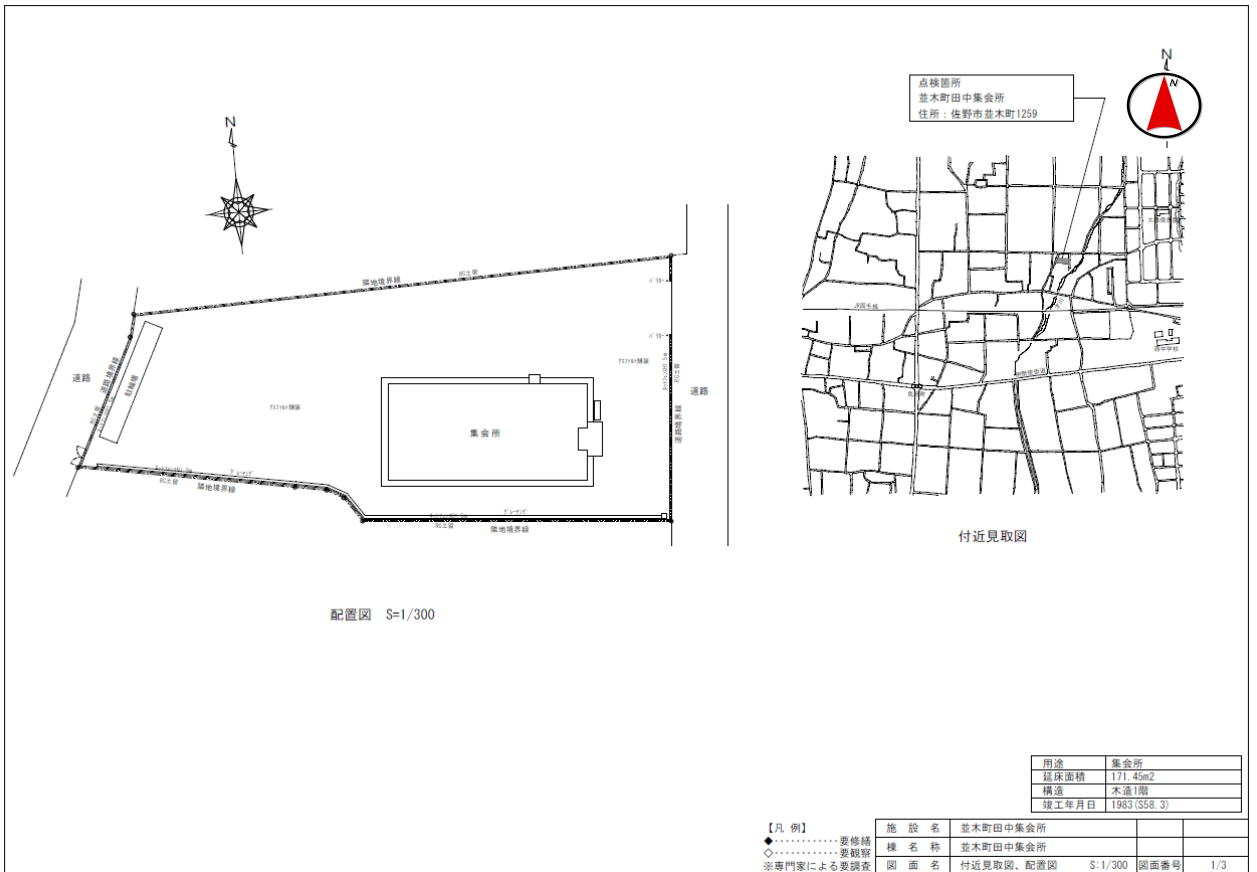
物件番号 6-1		令和8年4月1日				
所在地		佐野市並木町字花岡1260番(元並木町田中集会所)				
物件の状況		【土地】				
		公簿面積		地目	形状	
		1, 112.09㎡(約336.4坪)		宅地	区域図のとおり	
		【建物】登記なし				
		種類	構造	床面積	建築年次	
		集会所	木造金属葺平屋建	171.45㎡	昭和58年	
予定価格		8,818,100円(税込) (【内訳】土地:8,729,000円 建物:89,100円(税込))				
接面道路の幅員及び構造		敷地東側の袋路状道路(幅員約5.5m)は、建築基準法上の道路に該当しない。 ただし、建築基準法第43条第2項による認定又は許可について要相談(建築指導課)				
法律上の制限等	都市計画法	都市計画区域内 市街化調整区域				
	建築基準法	用途地域				
		建ぺい率	60%	容積率	200%	
		日影規制(10m超5時間、5m超3時間、測定水平面4m)				
	その他	防火地域等	該当なし			
		災害区域	浸水想定区域0.5m~3m未満			
埋蔵文化財包蔵地		該当なし				
私道の負担等に関する事項		私道負担の有無	無	負担の内容	なし	
		道路後退の有無	無	負担の内容	なし	
供給処理施設の状況		関係事業所名等			電話番号	
		電 気	有	東京電力エナジーパートナー(株)	0120-995-112	
		上水道	有	佐野市上下水道局水道課 引込み済	0283-22-1696	
		下水道	可	佐野市上下水道局下水道課 計画区域外	0283-23-1120	
		都市ガス	不可	佐野ガス(株) 供給区域外	0283-20-6262	
公共施設等		佐野市役所		物件の東方約2.5km(道路)		
		佐野市立旗川小学校		物件の北西方約1.2km(道路)		
		佐野市立西中学校		物件の南東方約0.8km(道路)		
		佐野駅		物件の東方約2.0km(道路)		
		佐野新都市バスターミナル		物件の南東方約5.8km(道路)		
		東北自動車道佐野藤岡IC		物件の南東方約7.0km(道路)		

留意事項
<ul style="list-style-type: none"> ・本物件は、市管理の集会所として使用していましたが、現在はその用途を廃止しております。
【土地】
<ul style="list-style-type: none"> ・測量調査を実施し、隣接地所有者との境界が確定しています。 ・本物件には、<u>防災行政無線外拡声子局</u>が設置されています。売却後には、土地使用賃貸契約(無償)の締結が必要になります。 ・所有権移転登記は市で行いますが、費用は落札者の負担になります。
【建物】
<ul style="list-style-type: none"> ・建物は令和6年4月以降未使用であり、建物躯体及び建物附属設備(給排水設備、電気設備、消防用設備等)の損傷や腐食、老朽化(雨漏り有)等が進行しているため、これらを使用する場合において必要となる点検、修繕、整備及び安全性の確保については、落札者の負担と責任において行ってください。※施設廃止後各設備の動作確認は行っていません。 ・敷地及び建物内には、物置、椅子、食器類及び冷暖房設備室外機等をはじめ残置物が多数あります。撤去等については落札者の負担で行ってください。 ・建物は未登記です。建物の登記は必要に応じて落札者の負担で実施していただきます。 ・落札者において建物解体工事等を行う場合は、関係法令を遵守するとともに、近隣住民に十部に配慮し実施してください。
【工作物等】
<ul style="list-style-type: none"> ・本物件の敷地内に管理フェンスによる囲いがされています。この囲いは境界を明示したものではありません。境界は現況図等を御確認ください。また、敷地東側と西側の管理フェンスの一部が市道部分に越境しており、敷地南側の管理フェンス基礎の一部が私有地部分に越境していますが、現状有姿での引渡しとなりますので、越境物に関する隣接地所有者との協議等については、すべて買受者において行っていただきます。
【その他】
<ul style="list-style-type: none"> ・物件調書の記載内容と現況に相違がある場合は、現況が優先します。 ・本物件(工作物等含む)は全て現状有姿の売却であり、市は契約不適合責任を一切負いません。 ・地盤調査、土壌汚染調査、アスベスト含有物分析調査及び地下埋設物に関する調査等は行っていません。 ・所有権移転登記は市で行いますが、費用は落札者の負担になります。 ・開発行為、建築確認等については、都市計画法、建築基準法等の法令により、許可申請等が必要になる場合がありますので、事前に各担当部署へご確認ください。 (佐野市役所 都市計画課：0283-20-3100、建築指導課：0283-20-3104) ※市街化調整区域にて、主に建築物の建築等の用に供する目的で土地の区画形質の変更をする場合、都市計画法にかかる開発許可の手続きが必要となります。 ・本物件は埋蔵文化財包蔵地に該当していませんが、開発を行う際に遺物等を発見した場合は、直ちに佐野市教育委員会に通報してください。 (佐野市役所 文化財課：0283-25-8520)

建物平面図



配置図



現況写真

集会所



敷地東側道路（防災無線）



自転車置場



敷地南側「元並木町営農集団敷地」隣接



事務室



和室



集会室



調理室

